

まちづくりの基本目標 3

「安全・安心で

支えあいの心がつなぐまち」



「安全・安心で支えあいの心がつなぐまち」



【地域の健康】

「健康寿命延伸都市・松本」を実現するため、暮らしを支える社会基盤の充実と、防災対策と防犯への取組みにより、快適でゆとりのある日々を実感できるよう、地域ぐるみで助けあうまちづくりを進めます。

さらに、まちづくりを実現する具体的な政策は、以下の3つの政策の方向により進めます。

政策の方向 3-1

「地域の支え合いを育むまち」

地域の自主的な活動を推進し、地域社会における住民の支えあいを深め、地域で安心して暮らすことができるまちをつくります。

政策の方向 3-2

「災害を最小限に抑えるまち」

防災基盤、防災体制を整備し、災害の発生を最小限に抑え、安全に暮らすことができるまちをつくります。

政策の方向 3-3

「住みやすさを感じるまち」

暮らしに必要な社会基盤を地域特性に考慮しながら整備し、住民の利便性を高め、快適に暮らすことができるまちをつくります。

地域づくりの推進

市民と行政との協働による地域づくりを推進し、安心して暮らせる持続可能な地域社会をめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|----------------------------------|-------|------------|----|
| 地域で行われている活動やボランティア活動に参加している市民の割合 | 31.6% | 35.0% | |

○現状と課題

町会などの地域団体では、役員の担い手不足や地縁関係の希薄化などが進み、一般の市民活動団体は、財政基盤や組織体制が脆弱であるなど、主体性の発揮が難しい状況にあります。

増大し、複雑化する地域課題に対し、地域づくりセンターの設置や住民が主体となって地域課題に取り組む「緩やかな協議体」の組織化等、本市独自の「地域づくりシステム」による、自治力、連帯力、教育力、文化力を統合した「地域力」の向上が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|-------------------------------------|-------|
| 地域団体やボランティア団体による地域活動が行われていると思う市民の割合 | 60.5% |
| 町会加入率 | 79.9% |
| 緩やかな協議体の設置状況 | 19地区 |
| 市民活動サポートセンターの登録団体数 | 325団体 |

○施策展開の方針

- ・地域団体や市民活動団体の育成・支援の充実、団体間や行政との連携の強化、若者から高齢者まで幅広い世代の地域参加の促進、人材育成への支援、市役所内における部局横断による支援体制の整備、「緩やかな協議体」への支援等、35地区を基本エリアとする各地区の地域特性を生かした地域づくりを進めます。
- ・人口減少社会における地域活力の確保のため、少子化対策や移住・定住の促進に取り組みます。また、結婚希望者への支援を進めます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-------------------------------------|-------|------------|----|
| 町会加入率 | 79.9% | 現状維持 | |
| 地域団体やボランティア団体による地域活動が行われていると思う市民の割合 | 60.5% | 65.0% | |
| 市民活動サポートセンターの登録団体数 | 325団体 | 360団体 | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|-----------|---------------------|
| 市民の役割 | 地域活動への積極的な参画 |
| 地域の役割 | 地域活動の実施、住民自治組織の確立 |
| 市民活動団体の役割 | 地域活動への参画 |
| 企業の役割 | 地域活動への参画 |
| 行政の役割 | 地域活動・市民活動への支援、連携の強化 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・地域づくりセンターを拠点とした地域づくりへの支援
- ・地域づくりのための財政支援制度の実施
- ・公民館・福祉ひろば活動を通じた地域づくりの推進
- ・町会連合会との協働による地域団体の活動支援
- ・大学との連携による地域づくりの研究、意識啓発
- ・各種講座・セミナー等の開催による市民活動の支援・促進
- ・市民活動団体・大学・企業等と地域の連携に向けたコーディネート
- ・プラチナ世代の相談窓口機能の強化
- ・市民活動団体同士の交流促進とネットワークの形成
- ・三世代住居の推進
- ・結婚推進事業
- ・定住化促進事業

○関連する市の計画等

- ・松本市地域づくり実行計画
- ・市民活動と協働を推進するための基本指針
- ・松本市地域福祉計画
- ・松本市教育振興基本計画（松本市教育大綱）

○所管する主な部局

- ・地域づくり部 ・健康福祉部 ・教育部 ・政策部



地域づくり市民活動研究集会

地域福祉活動の推進

地域の自主的な活動を推進し、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持って生活するために、住民の支え合いを深め、安心して暮らすことができるまちをめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|----------------------------|-------|-----------|----|
| 地域住民による支え合いが行われていると思う市民の割合 | 55.3% | 65.0% | |

○現状と課題

高齢化や核家族化の進展などに伴い、ひとり暮らし高齢者などの要援護者が増加しています。しかしながら、隣近所の関係が希薄になっており、地域住民が主体となった地域福祉活動がより困難になりつつあります。

地域内の交流促進や、地域福祉の担い手の育成、地域福祉関係者によるネットワークづくり、専門職の育成・活用など、地域福祉の基盤づくりが課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|---|-------------|
| 「地域基盤づくり分野」の中で重視すべき施策として「地域での支えあい活動の促進」をあげた人の割合 | 13.2% |
| 災害時要援護者登録制度登録者数 | 10,244人 |
| 地区福祉ひろば事業参加者数 | 285,451人 |
| 身近な地域での住民活動等に参加している頻度（元気高齢者） | 月1回以上 15.3% |

○施策展開の方針

- ・地区公民館・福祉ひろばを拠点とした健康・福祉・生きがいづくり事業とともに、生涯学習や社会参加に対する高いニーズに対応する、スポーツ・文化活動等、多様な活動機会を提供します。
- ・地域の人材を発掘する人材育成講座^{※1}や地域での生活支援をコーディネートする人材の配置などを通じて、地域福祉の担い手の育成・活用を進めます。
- ・地域住民による主体的な地域福祉活動や生活支援活動促進と、地域における医療・介護との連携を推進し、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる地域包括ケアシステム^{※2}を構築します。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|----------------------------|----------|-----------|----|
| 地区福祉ひろば事業参加者数 | 285,451人 | 300,000人 | |
| 町会型ふれあい健康教室事業参加者数 | 14,517人 | 19,100人 | |
| 生活支援コーディネーター ^{※3} | 0人 | 35人 | |
| 人材育成講座（リーダー育成）受講者 | 0人 | 250人 | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|-------|----------------------------|
| 市民の役割 | 地域福祉活動への理解、主体的な参加 |
| 地域の役割 | 地域福祉推進、住民が社会へ参加できる場や環境づくり |
| 行政の役割 | 地域福祉推進のための環境づくり、社会参加活動の支援等 |

○目標実現に向けた主な取り組み

- ・ 地区福祉ひろば管理運営事業
- ・ 地域福祉計画及び地域包括ケアシステム推進事業
- ・ 地域の担い手人材の育成
- ・ 町会福祉活動の支援
- ・ 災害時要援護者支援プラン推進事業
- ・ 地域福祉ボランティアの拡大
- ・ 高齢者クラブ等高齢者の社会参加支援

○関連する市の計画等

- ・ 松本市地域福祉計画
- ・ 松本市災害時要援護者支援プラン
- ・ 松本市地域防災計画
- ・ 松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画「安心・いきいきプラン松本」

○所管する主な部局

- ・ 健康福祉部
- ・ 危機管理部
- ・ 地域づくり部

●用語解説

※1 人材育成講座

基本施策 1-1-3 用語解説参照

※2 地域包括ケアシステムの構築

「高齢者も、障害者も、誰もが、住み慣れた家で、地域で、自分らしく暮らし続けることができる住民主体の地域ぐるみの仕組み」のことです。松本市が10数年前から取り組んでいる「地域づくり」と一体的に、引き続き住民の皆様の主体形成を支援しながら、さらに、医療、介護等の専門職とともに、その仕組みづくりを進めようとするものです。(地域包括ケアシステム・松本モデル)

※3 生活支援コーディネーター

地域に不足する支援を補完するための担い手の養成や、支援を提供する様々な主体の連携体制をサポートするために地域内の調整を行う支援員です。



地区ふれあい健康教室

地域防災活動の推進

防災に対する市民意識を高揚し、自主防災組織など地域が主体となった防災活動に取り組むまちをめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|--------------------------------|-------|-----------|----|
| 自主防災組織の内、年1回以上防災訓練を実施している組織の割合 | 27.1% | 35.0% | |

○現状と課題

ここ数年の人的被害を伴う災害等の発生により、防災・減災に対する意識が高まっており、地域（町会）の自主防災組織の結成は進んできています。しかし、地域による取組みに差があり、市民の参加が少ない現状にあります。そのため、自主防災組織で活動する地域防災リーダーの育成や防災学習を進めていくことが課題です。

また、迅速な避難所の開設と円滑な運営を図るため、平時から、避難所の管理、運営体制を整備することが課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|------------------------------|-------|
| 地域による自主的な防災活動が行われていると思う市民の割合 | 67.2% |
| 地域の自主的な防災活動に参加している市民の割合 | 30.5% |
| 自主防災組織の結成率 | 97.0% |

○施策展開の方針

- ・ 出前講座、研修会などを通じ、「自分の命は自分で守る」という防災意識の啓発や、防災訓練などへの支援を行い、自主防災組織の活性化と市民参加を促します。
- ・ 地域の自主防災活動の要である地域防災リーダーを育成し、自主防災組織と連携した取組みや行政との協働体制を構築します。
- ・ 避難所の運営・管理体制を整備するため、それぞれの地域の実情に応じ、住民、施設管理者、行政による避難所運営委員会を設立し、大規模災害に備えます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|--------------|------|-----------|----|
| 地域防災リーダーの人数 | 309人 | 489人 | |
| 避難所運営委員会の設立数 | 1カ所 | 125カ所 | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|-------------|---|
| 市民の役割 | 自主防災組織活動への参加、防災・減災に関する意識の向上 |
| 地域防災リーダーの役割 | 行政との協働 |
| 地域の役割 | 自主防災組織の活性化、避難所運営の取組み |
| 企業の役割 | 地域防災活動への連携・協力、企業防災組織の整備 |
| 行政の役割 | 自主防災組織への活性化支援、全市的な防災体制の整備、ネットワーク化、避難所運営の取組み |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 自主防災組織結成及び活性化の推進
- ・ 自主防災組織資機材整備への支援の充実
- ・ 避難所運営委員会（準備会）の設立の促進
- ・ 出前講座による意識啓発の推進
- ・ 地域防災リーダー育成の推進
- ・ 子どもに対する防災意識の啓発

○関連する市の計画等

- ・ 松本市地域防災計画
- ・ 松本市国土強靱化地域計画

○所管する主な部局

- ・ 危機管理部



避難所運営訓練

地域防犯活動の推進

地域ぐるみで防犯への取り組みを行い、自らの地域は自ら守ることにより犯罪の起こりにくい環境をめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-------------------------|------|------------|----|
| 地域の自主的な防犯活動に参加している市民の割合 | 5.0% | 10.0% | |

○現状と課題

刑法犯全体の4分の3を、空き巣や車上ねらい、自転車盗などの窃盗事件が占めています。また、悪質商法等による被害のほか、近年、オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺の被害が急増しています。

「自らの安全や財産は、自らが守る」という個人個人の意識の醸成とともに、市域全体が一体となった総合的な防犯活動・対策を図ることが課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|----------------------|-------------|
| 松本警察署管内の空き巣認知件数 | 39件 |
| 松本警察署管内の車上ねらい認知件数 | 52件 |
| 松本警察署管内の特殊詐欺の被害認知件数 | 20件、9,640万円 |
| 松本警察署管内の子どもへの声かけ事案件数 | 34件 |
| 消費生活相談件数 | 988件 |

○施策展開の方針

- ・ 隣近所でのあいさつ運動や地区・町会での防犯活動を通じて、まずは個人の防犯に対する意識を高めます。
- ・ 関係者・関係機関などの連携による防犯パトロールや子どもを見守る活動の推進、暴力追放運動などの活動を進め、「自らの地域は自ら守る」という、地域ぐるみの防犯意識の醸成を図ります。
- ・ 子どもの頃からの消費者教育を通じて、消費者の自立を支援するとともに、被害を未然に防止し、被害回復に寄り添う消費生活センターを運営します。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|------------------------------|-------|------------|----|
| 地域による自主的な防犯活動が行われていると思う市民の割合 | 17.0% | 22.0% | |
| 地区等への出前講座の開催数 | 9回 | 35回 | |
| 保育園、小学校、中学校での出前教室 | 0回 | 30回 | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|-------|--|
| 市民の役割 | 戸締りや車のロックといった個人でできる防犯行動の徹底、消費生活に関する知識の習得 |
| 地域の役割 | 地域防犯活動の実施、地域で見守り、支え合う意識の醸成 |
| 企業の役割 | 事業所活動における防犯活動の推進、特殊詐欺被害防止における水際での対策、商品等の安全及び安定供給の確保、施策への積極的な協力 |
| 行政の役割 | 犯罪傾向に即した防犯対応と市民・地域への情報提供及び啓発活動、消費者行政の普及啓発、相談業務の充実 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 防犯情報提供の推進
- ・ 住民自治組織の育成支援
- ・ 暴力追放運動の実施
- ・ 防犯灯設置管理事業
- ・ 消費生活相談事業
- ・ 地域防犯活動の連携の推進

○関連する市の計画等

- ・ 暴力追放都市宣言
- ・ 特殊詐欺非常事態宣言

○所管する主な部局

- ・ 危機管理部
- ・ 地域づくり部



地域防犯活動

危機管理体制の強化

市民、企業、医療・福祉、行政などが連携し、災害時などに、より効果的に機能する危機管理体制の強化をめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|------------------------|-------|-----------|----|
| 防災・減災の備えが整っていると思う市民の割合 | 45.7% | 53.0% | |

○現状と課題

平成27年3月に長野県が公表した新たな地震被害想定においても、引き続き甚大な被害が発生することが想定されています。具体的に示された人的被害、建物被害及びライフライン等の被害想定に基づき、防災・減災対策の実効性の向上と、避難所や備蓄・救援物資の集配体制の整備が課題です。

また、地域消防の核である消防団の団員確保が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|----------------------|-------|
| 同報系防災行政無線の更新整備率（H27） | 84.6% |
| 指定避難所への発電機の配備率（H27） | 82.5% |
| 災害に関する協定の締結数（H27） | 52協定 |

○施策展開の方針

- ・大規模な自然災害等に備え、訓練などを通じ、市民、企業、医療・福祉、行政などが日頃から連携を図り、それぞれの役割の実効性を高めます。
- ・指定避難所の運営と環境整備、指定避難所への備蓄倉庫の設置、災害救援物資の集積・配送拠点の整備を進めます。
- ・消防施設・装備の整備などを計画的に行うとともに、消防団員協力事業所への支援の拡充など、消防団員の確保対策を進めます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|--------------------|-------------|-----------|----|
| 避難所開設・運営訓練を実施した地区数 | 10地区 | 全35地区 | |
| 指定避難所への備蓄倉庫の整備 | 6カ所 | 45カ所 | |
| 消防団団員数 | 2,045人（H27） | 2,169人 | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|-------|---------------------------|
| 市民の役割 | 住宅の耐震化、食料・生活用品の備蓄など災害への備え |
| 地域の役割 | 自主防災組織の活性化、防災訓練の実施 |
| 企業の役割 | 災害時の協力体制の確立、企業活動の早期復旧への備え |
| 行政の役割 | 総合的な防災対策の推進 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・情報収集システム等の整備（情報収集・分析、避難支援等のシステム構築）
- ・防災無線の整備と統合
- ・災害時体制の整備（医療救護体制・要援護者支援体制、物資輸送体制）
- ・災害時応援体制の整備
- ・避難所の環境整備及び運営体制の構築
- ・防災訓練の実施
- ・洪水・土砂災害等に関する啓発の推進
- ・消防団員の確保（機能別団員制度の活用、消防団協力事業所への支援拡充）
- ・消防団詰所等の整備
- ・新庁舎建設に合わせた（仮称）防災センター構想の策定
- ・支援物資集積拠点施設の整備
- ・災害備蓄体制の整備
- ・医療救護訓練の実施
- ・火山防災対策の推進
- ・新型インフルエンザ等対策の推進

○関連する市の計画等

- ・松本市地域防災計画
- ・松本市国土強靱化地域計画
- ・松本市国民保護計画
- ・松本市新型インフルエンザ等行動計画
- ・松本市業務継続計画
- ・避難所開設運営ガイドライン
- ・災害時医療救護活動マニュアル
- ・災害時医療救護活動マニュアル原子力災害編
- ・松本市災害時要援護者支援プラン

○所管する主な部局

- ・危機管理部
- ・健康福祉部



消防団訓練

防災・減災対策の推進

市民生活の安全が確保できるよう、災害の発生を未然に防ぎ、災害を最小限に食い止める防災・減災対策の充実をめざします

○施策の成果目標

地震、水害、土砂災害等の自然災害発生時に、人的・経済的被害を減少させます。

○現状と課題

「災害危険度判定調査」(平成20年度)では、総合災害危険度が高い街区が多数あります。糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震発生確率は13~30%と非常に高く、建築物の安全性及び避難路の確保、公園等を活用した防災機能の向上が課題となっています。

また、近年多発するゲリラ豪雨や、都市化による降雨時の出水量の増加などへの対応が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|--------------------|---------|
| 総合災害危険度5の街区数(H20) | 25街区 |
| 倒壊の危険性のある住宅数*(H25) | 18,660戸 |
| 浸水被害発生件数(H25) | 5件 |

※ 昭和56年5月31日以前に着工した住宅のうち、増築及び耐震改修工事を実施していない住宅

○施策展開の方針

- ・旧耐震基準建築物*1の耐震性確保、橋りょうの耐震化や幹線道路の整備、公園の防災機能充実などの防災インフラの整備、その他狭あい道路の解消や無電柱化など、地震に強いまちづくりを進めます。
- ・新設排水路や雨水貯留施設の整備、河川・水路の改修などによる溢水箇所・危険箇所の解消や砂防事業を、自然環境に配慮しながら進めます。
- ・土砂災害に対しては、危険性が低い場所への居住誘導に取り組みます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標(H32) | 備考 |
|-------------------|-------|-----------|----|
| 住宅の耐震化率 | 81.1% | 90.0% | |
| 雨水渠整備率(整備面積/計画面積) | 19.3% | 22.5% | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|----------|----------------------|
| 市民の役割 | 耐震性・防火性のある建築物への改修、改築 |
| 地域・企業の役割 | 建築物の耐震性確保 |
| 行政の役割 | 防災インフラの整備 各種補助事業の実施 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・ 防災都市計画の見直し
- ・ 狭あい道路拡幅整備事業
- ・ 橋りょうの耐震化（落橋防止措置等）
- ・ 都市公園の防災機能の向上
- ・ 砂防事業の促進
- ・ 住宅、建築物耐震改修補助事業
- ・ 災害危険住宅移転事業
- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 消防水利施設維持補修
- ・ 災害危険度判定調査及び公表
- ・ 雨水渠整備事業
- ・ 無電柱化の推進
- ・ 除雪対策

○関連する市の計画等

- ・ 松本市国土強靱化地域計画
- ・ 松本市地域防災計画
- ・ 松本市防災都市計画
- ・ 松本市耐震改修促進計画

○所管する主な部局

- ・ 建設部 ・ 危機管理部

●用語解説

※1 旧耐震基準建築物

昭和56年5月31日以前に着工した建築物をいいます。

旧耐震基準は、震度5程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されています。

なお、新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されています。



雨水渠整備・穴田川第三雨水幹線

調和した土地利用の推進

地域の特性を生かした計画的な土地利用により、持続可能で調和した都市環境をめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|------------------------------------|-------|------------|----|
| 農地や自然とのバランスがとれた都市開発が行われていると思う市民の割合 | 48.8% | 60.0% | |

○現状と課題

土地は、市民が生活し、生産を行うための共通の基盤であり、現在及び将来に渡る市民のための限られた資産です。

しかしながら、少子高齢化や人口減少など、土地利用をめぐる社会構造は大きく変化していくと予測されます。こうした変化を的確に捉え、農地と市街地、地域間等のバランスを考慮した、秩序ある土地利用を進めることが課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|---|--------------------------------------|
| 人口集中地区 (DID区域) の人口密度 | 51.5人 / ha (S60) 46.5人 / ha (H22) |
| 市街化区域内における人口に対する人口集中地区 (DID区域) 内人口の割合 (H22) | 84.4% |
| 市街化区域内農地の面積 (割合) (H25) ※波田地区は用途地域指定区域内農地 | 341.1ha (8.3%) |

○施策展開の方針

- ・超少子高齢型人口減少社会を見据え、市街化区域内では、コンパクトで歩いて暮らせる集約型のまちの形成を、市街化区域外の既存集落では、自然景観に囲まれた環境を大切に暮らしができるまちを目指すなど、地域の特性に応じた、調和のとれた立地適正化を図ります。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-------------------|----------|------------|----|
| 中心商業業務ゾーンにおける事業所数 | 1,814事業所 | 現状維持 | |
| 中小土地区画整理事業整備済み面積 | 219.7ha | 233.2ha | |

○目標実現に向けた主な役割分担

市民・地域・企業の役割 土地利用計画策定への参画と主体性の発揮
行政の役割 土地利用計画への地域の合意形成支援、促進

○目標実現に向けた主な取組み

- ・都市計画マスタープランの見直し
- ・地区計画の推進
- ・中小土地区画整理事業の推進
- ・計画的な土地取引規制
- ・農業振興地域整備計画の推進
- ・立地適正化計画の策定
- ・まちづくり教育

○関連する市の計画等

- ・松本市都市計画マスタープラン
- ・松本農業振興地域整備計画

○所管する主な部局

- ・建設部
- ・農林部
- ・政策部



区画整理事業（新井北）

道路整備の推進

社会情勢の変化と地域特性に配慮し、総合的に機能する道路網整備と、市民生活に密着した生活道路^{※1}の整備を行い、ゆとりを持って移動できる快適で人にやさしい道路環境をめざします

○施策の成果指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-------------------------|--------------|------------|----|
| 主要道路の混雑度 (交通量/交通容量) (※) | 110.0% (H22) | 100.0% | |

※ 松本駅を中心として半径 5 km圏内の幹線道路^{※2}

○現状と課題

本市の道路網は、中心市街地から郊外へ広がる放射型を構成しており、中心市街地とその周辺へ自動車交通が集中する現状にあります。また、地形的な制約もあり、主要都市間道路ネットワーク整備が不十分です。さらに、身近な生活道路については、快適性、安全性の観点から依然として整備要望が多く、より円滑な交通流動を確保し、将来世代につなぐ総合的な道路整備が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|-----------------------------------|----------------------|
| 生活道路を使った市内の移動がしやすいと思う市民の割合 | 48.0% |
| 市道に係る年間工事件数 | 684件 |
| 定期点検された橋りょうの割合 (期間H26～ H30 (5年毎)) | 8.9% |
| 市道の補修面積 | 38,564m ² |

○施策展開の方針

- ・環状放射型の幹線道路網や公共交通と連携した道路網、中部縦貫自動車道・国道19号等の広域道路網の整備促進により、交通の円滑化と通過交通の分散を図ります。
- ・安全で安心な生活道路の整備を進めるとともに、道路や橋りょうなど既設の施設を有効に活用するため、長寿命化や適切な維持管理に取り組みます。
- ・本州中央部広域交流圏^{※3}の実現に向け、信州まつもと空港を中核とした交通網の整備を促進します。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|--|-------|------------|----|
| 整備された生活道路の割合 | 30.1% | 63.1% | ※ |
| 幹線道路の整備割合 | 73.8% | 77.6% | |
| 松本市橋梁長寿命化 ^{※4} 修繕計画に基づき補修を実施した橋りょうの割合 | 3.1% | 15.7% | |

※ 道路整備五箇年計画で位置付けている生活道路整備目標 15.8km

※ // 幹線道路整備目標 138.6km

○目標実現に向けた主な役割分担

市民・地域・企業の役割 道路等の監視、適切な利用
行政の役割 道路等の整備、維持管理

○目標実現に向けた主な取組み

- ・高規格道路の整備推進
- ・生活道路の整備推進
- ・道路構造物定期点検
- ・橋梁長寿命化
- ・幹線道路の整備推進
- ・駅周辺整備の推進
- ・道路、橋りょうの維持管理
- ・道路ストック^{※5}老朽化対策

○関連する市の計画等

- ・松本市総合都市交通計画
- ・松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）
- ・松本市道路整備五箇年計画
- ・松本市橋梁長寿命化修繕計画
- ・松本市舗装長寿命化修繕計画

○所管する主な部局

- ・建設部

●用語解説

※1 生活道路

日常生活に欠かせない道路のことです。

※2 幹線道路

主な2車線以上の道路のことです。

※3 本州中央部広域交流圏

長野県新総合交通戦略（平成25年3月策定）に掲げられた、県内高速交通ネットワークを活用することにより、長野県を中心とした、大規模な流動を創出する広域的な交流圏構想です。

※4 橋梁長寿命化

橋りょうを修繕することにより、寿命を延ばし、将来的な財政負担の低減や修繕費の平準化を図るものです。市内の5m以上の道路橋477橋を対象とします。

※5 道路ストック

これまでに整備を行ってきた、道路舗装・橋りょう・照明・法面等の道路施設をいいます。



道路整備・都市計画道路小池平田線

交通安全対策の充実

安全な道路環境と交通マナーの向上及び交通ルールの遵守を進め、安心して移動できる交通環境をめざします

○施策の成果指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|---------------|----------|------------|----|
| 交通事故発生件数 (人身) | 1,512件/年 | 1,490件/年 | |

○現状と課題

市内の交通マナーについては、幾度となく市民満足度調査を含め、各方面から問題を指摘されています。これに加え、生活道路や通学路においても事故危険箇所が存在していることもあり、交通事故の発生件数は一向に減少しない状況にあります。

交通事故のない安全で快適なまちづくりを進めるため、市民一人ひとりが正しい交通ルールを守るという基本的な意識の向上と交通環境の改善が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|--|--------|
| 交通違反取締件数 (松本警察署管内) | 7,227件 |
| 松本市通学路交通安全プログラムに基づき、小中学校から報告された通学路の危険箇所数 | 153カ所 |
| 歩行者が安全に移動できると思う市民の割合 | 32.0% |
| 自転車で安全に移動できると思う市民の割合 | 21.3% |
| 市民の交通マナーが向上していると思う市民の割合 | 21.2% |

○施策展開の方針

- ・あらゆる年齢層を対象に、スケアードストレイト*¹などの交通安全に対する啓発を行い、交通マナーの向上への市民意識の醸成を図ります。
- ・歩道整備などにより、事故危険箇所の改善を図るとともに、ゾーン30*²、路側帯のカラー舗装や自転車通行空間を整備して、歩行者、自転車、自動車が安全に移動できる環境づくりを進めます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-------------------------|---------|------------|----|
| 交通安全教室参加人数 | 18,546人 | 18,960人 | |
| 自転車事故発生件数 | 268件 | 247件 | |
| 波打ち歩道の改修率 (計画延長 14.2km) | 39.9% | 60.0% | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|----------|--------------------------------|
| 市民の役割 | 交通ルールの遵守、交通マナーの向上、思いやりゆずりあいの運転 |
| 地域・企業の役割 | 交通安全運動の推進 |
| 行政の役割 | 交通安全意識の啓発、交通安全施設の整備 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・交通安全教室の開催及び街頭啓発活動の実施
- ・自転車通行空間ネットワークの整備
- ・中心市街地での自転車駐車場の整備
- ・波打ち歩道の改修を中心に市民生活に直結した道路の整備
- ・事故危険箇所への安全対策の実施
- ・ゾーン30等の歩行者を優先した道路環境の整備

○関連する市の計画等

- ・松本市総合都市交通計画
- ・松本市交通安全計画
- ・松本市総合交通戦略
- ・松本市交通バリアフリー基本構想

○所管する主な部局

- ・建設部

●用語解説

※1 スケアードストレイト [scared straight]

交通事故を再現してみせ、恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる交通安全教育のことです。

(scared～怖がる・怯えるの意 straight～実演するの意)

※2 ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートルの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

なお、本市の特徴として、「郊外」・「市街地」の2種類のゾーン30に区分けをし、歩行者優先の基本的な考え方をもとに、郊外ゾーン30では、清閑な居住環境・教育環境の確保を目的とし、市街地ゾーン30では、まちの魅力の向上、歩いてみたくなるまち・賑わいのあるまちづくりを目的とするものです。



ゾーン30

交通のまちづくりの推進

車を優先した社会から、歩行者・自転車・公共交通を優先した社会への転換を図り、エコで快適な移動により、人が集う「交通のまちづくり」をめざします

○施策の成果指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-----------------|---------------------------|------------|----|
| 代表交通手段*1の自動車分担率 | 68.5% (H20) (旧波田町を含む。) | 63.8% | |

○現状と課題

モータリゼーションの進展により、自動車に過度に依存した生活スタイルとなり、排気ガス排出による環境への影響、公共交通のサービス水準の低下、交通渋滞、中心市街地の活力低下などが問題となっています。生活に必要な自動車移動は確保しつつ、自動車だけに頼らない利用効率の高い、多様な交通ネットワークの構築と、公共交通を軸とした歩いて暮らせる集約型まちづくりが課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|---|------------------------------------|
| まちなか歩行者数の推移 (本町通り、大名町通り、縄手通り、中町通り、伊勢町通り、公園通り、あがたの森通りの歩行者通行量合計値) | S55 62,100人/9H → H21 33,700人/9H |
| 公共交通乗車数の推移 (1日当たり、JR松本駅、上高地線松本駅、松電バス乗車数の合計。ただし、S55は観光バスを含む。) | S55 74,700人/日 → H23 23,500人/日 |

○施策展開の方針

- ・エコ通勤など、モビリティマネジメント*2を促すとともに、歩行者・自転車にやさしい、歩行者空間の確保、自転車利用環境・自転車共同利用システムの整備を進めます。
- ・幹線となるバス路線や、中心市街地のバス路線を充実し、市民や観光客が利用しやすく、サービス水準の高い公共交通網の整備を推進します。
- ・特に、高齢者等の移動を確保する公共交通を、地域と共に構築していきます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|----------------|------------------|------------|----|
| まちなか歩行者数 | 33,700人/9h (H21) | 41,500人/9h | |
| 公共交通乗車数 | 23,500人/日 (H23) | 25,900人/日 | |
| 路線バス (幹線) 利用者数 | 2,000人/日 (H25) | 2,300人/日 | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|----------|--|
| 市民の役割 | 徒歩・自転車・公共交通の積極的な利用 |
| 地域の役割 | 徒歩・自転車・公共交通の利用促進、啓発活動、相互扶助による移動手段の確保 |
| 企業の役割 | エコ通勤 ^{※3} の拡大実践、自動車利用の抑制・効率化の追求 |
| 交通事業者の役割 | 利用者ニーズの把握、自主的な利用促進、公共交通の整備と利便性の向上 |
| 行政の役割 | 歩行者・自転車・公共交通を優先したまちづくりの推進 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・次世代交通政策（総合交通戦略）の推進
- ・自転車通行空間ネットワークの整備
- ・自転車利用環境の整備
- ・バス待ち環境の改善
- ・電子切符の導入
- ・モビリティマネジメントの推進
- ・ゾーン30の拡大
- ・駐輪場の配置
- ・バス路線の充実
- ・パークアンドライド^{※4}事業の推進
- ・地域主導型公共交通事業
- ・ノーマイカーデー運動の推進

○関連する市の計画等

- ・松本市次世代交通政策実行計画（松本市総合交通戦略）
- ・松本市地域公共交通網形成計画

○所管する主な部局

- ・建設部

●用語解説

※1 代表交通手段

いくつかの交通手段を乗り換えた場合、その中の主な交通手段を指します。代表交通手段を決める優先順位は、鉄道、バス、自動車、二輪車、徒歩の順です。

※2 モビリティマネジメント

過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に賢く利用する状態へと少しずつ変えていく一連の取組みのことです。

※3 エコ通勤

市民一人ひとりが取り組みやすい手段の一つとして、「マイカー」の通勤利用をできる限り減らし、徒歩、自転車、公共交通利用等に転換することです。

※4 パークアンドライド

自動車で近隣の駅等まで行き、そこから鉄道等の公共交通機関に乗り換えて目的地まで行くことです。



バスの乗り方教室

水道水の安定供給

いつでもどこでも、安全・安心でおいしい水を安定して供給できる環境をめざします

○施策の成果指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|--------------------|----------|-----------|----|
| 主要水道施設の耐震化（受水配水地等） | 0 / 17カ所 | 6 / 17カ所 | |

○現状と課題

本市の水道事業は、大正12年に給水を開始して以来、松塩水道用水や豊富な地下水、表流水などを運用して、水道水の供給を行っています。

水道水の安定供給に向けて、施設水準の維持・向上と環境に配慮した事業運営に取り組むとともに、発生が懸念される地震災害への対策が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|------------------------------|----------|
| 水道水の有効利用（有効率 ^{*1} ） | 90.46% |
| 主要水道施設の耐震化（受水配水地等） | 0 / 17カ所 |
| 基幹管路 ^{*2} の耐震化 | 27.9% |

○施策展開の方針

- ・安全・安心な水の安定供給を行うため、日々の水質管理や施設の適正な維持管理を図るとともに、老朽化した施設の改修を進めます。
- ・災害に強い水道施設の整備を一層進めるため、主要水道施設及び基幹管路の耐震化を計画的に進めます。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標（H32） | 備考 |
|--------------------|----------|-----------------|----|
| 水道水有効率 | 90.46% | 93.00% | |
| 主要水道施設の耐震化（受水配水地等） | 0 / 17カ所 | 6 / 17カ所（35.3%） | |
| 基幹管路の耐震化 | 27.9% | 31.8% | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|----------|---------------------------|
| 市民・企業の役割 | 水道の有効的な利用、水資源の環境保全 |
| 行政の役割 | 施設の計画的な改修と維持管理、健全な経営基盤の確立 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・配水管改修事業の実施
- ・合併に伴う拡張事業の実施
- ・集中監視制御
- ・水質管理体制の充実
- ・老朽給水管取替事業の推進
- ・水道施設耐震化事業の推進
- ・遠方監視制御設備更新事業の実施

○関連する市の計画等

- ・松本市水道ビジョン

○所管する主な部局

- ・上下水道局

●用語解説

※1 有効率

水道施設及び給水装置を通じて給水される水道水が有効に使用されているかどうかを示す指標です。

※2 基幹管路

配水地から各家庭に水を配る水道管のうち、各家庭への給水取出しが無い管です。



城山配水地新旧配水池

下水道の適正な維持管理

下水道の適切な維持管理により、清潔で快適な生活環境の確保と河川などの水質保全をめざします

○施策の成果目標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|-------------------|-------------------|-------------------|----|
| 長寿命化を実施した管渠の延長・割合 | 11.2 k m 29.6% | 20.5 k m 34.0% | |

○現状と課題

本市の下水道計画区域の整備は、昭和25年から始まり、平成12年度末には河川区域・私道等の事情により管渠施設の整備ができない一部区域を除き完成しています。

今後は、施設の老朽化が進む中、適切な維持管理と長寿命化に加え、発生が懸念される地震災害への対策が課題です。

○現状を示すデータ

| | |
|--------|-------|
| 下水道普及率 | 96.4% |
|--------|-------|

○施策展開の方針

- ・ 5カ所の浄化センターと1,287キロメートルに及ぶ管路施設の維持管理を適切に行うとともに、老朽化施設の長寿命化と更新に併せて、耐震化を計画的に進めます。
- ・ 地球温暖化防止に寄与する汚泥・消化ガスなどの有効利用や、省エネルギー機器の導入によるコスト削減を図ります。

○進捗管理指標

| 指 標 | 現 状 | 計画目標 (H32) | 備考 |
|------------------|----------------|----------------|----|
| 耐震化を実施した管渠の延長・割合 | 4.8km 12.9% | 6.9km 18.5% | |
| 消化ガスの有効利用 | 60% | 100% | |

○目標実現に向けた主な役割分担

| | |
|----------|---|
| 家庭・企業の役割 | 宅内・敷地内雨水の下水道への流入防止、水質を悪化させない施設（除害施設※ ¹ ）の適切な運用等のルール遵守、適正利用 |
| 行政の役割 | 下水道施設の計画的な維持管理、健全な経営基盤の確立 |

○目標実現に向けた主な取組み

- ・下水道施設改築事業
- ・下水道施設耐震化事業
- ・消化ガス発電の実施
- ・下水道施設の適切な維持管理
- ・合流式下水道の改善
- ・汚泥減容化、再資源化に向けた技術の検討
- ・水洗化普及の促進
- ・農業集落排水事業

○関連する市の計画等

※計画等はありません。

○所管する主な部局

- ・上下水道局
- ・農林部

●用語解説

※1 除害施設

工場や事業所等において製造の過程で不要となった廃液や洗浄水のように、悪質な下水に対して水質の規制を行っており、下水排除基準に適合するようあらかじめ処理を行う施設です。



宮渚浄化センター 消化ガス発電設備